

令和 2 年度  
教育委員会点検・評価報告書  
(令和元年度事業対象)

令和 2 年 7 月  
浦添市教育委員会

## はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正により、平成 20 年度から、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされました。

これを受け、本市教育委員会においても平成 20 年度から点検評価を行って、その報告書を作成し、市議会に提出するとともに、本市ホームページ上において公表をいたしました。

令和 2 年度においても同様に点検評価を実施いたします。

本報告書は、令和元年度における事業の中から重点施策と位置づける事業について、点検・評価を実施し報告書としてまとめたものであります。

ぜひ、ご一読いただき、本市教育委員会の取組にご理解を賜るとともに、ご意見、ご指導を頂くことができれば幸いに存じます。

令和 2 年 7 月

浦添市教育委員会

教育長  
委員  
委員  
委員  
委員

當 間 正 和  
長 田 隆 子  
池 間 生 子  
下 地 イツ子  
又 吉 繁

# 目 次

I	点検・評価制度の概要	1
	1 経緯	
	2 目的	
	3 学識経験者の知見の活用	
	4 点検・評価の方法	
	*根拠法令	
II	本市教育委員会の点検・評価の方法	2
	1 点検・評価の対象となる事業の考え方	
	2 点検・評価の様式について	
	3 点検・評価書の見方	
	4 学識経験者の知見の活用について	
III	教育委員会点検・評価書（令和元年度事業）	
	1 教育委員の活動評価	4
	(1) 概要	
	(2) 名簿	
	(3) 教育委員の活動状況	
	(4) 教育委員の活動自己評価	
	2 教育長への委任事務評価	
	点検評価対象事業一覧	6
	(1) 社会教育（No.1～No. 3）	7
	(2) 文化芸術（No.4～No. 7）	10
	(3) 学校教育（No.8～No.15）	14
	資 料	
	1 議案等一覧	(1)
	2 教育委員の活動状況	(5)
	3 教育長の活動状況	(9)

点検・評価を終えて

# I 点検・評価制度の概要

## 1 経緯

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正及び平成 19 年 3 月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成 20 年 4 月から施行されました。

地教行法改正の趣旨の大きな柱のひとつが「教育委員会の責任体制の明確化」であり、その趣旨に沿って今回の点検評価制度が導入されたものです。

これに伴い、教育委員会はその権限に属する事務について、点検・評価を行うことが義務づけられ、さらにその結果を議会に提出し、公表しなければならないこととされました。

## 2 目的

教育委員会は、首長から独立した合議制の執行機関であり、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等の幅広い教育に関する事務を所掌しておりますが、この所掌する事務が適正かつ効果的に執行されているかどうかについては、自らが事後にチェックすることが重要であると考えられました。

今回の地教行法の改正に伴う点検・評価制度の導入により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、その結果を議会に提出し、公表することで市民の皆様への説明責任を果たします。

## 3 学識経験者の知見の活用

これは、点検・評価の客観性を確保するためのものです。活用の仕方については、評価の方法や結果について教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとなります。

## 4 点検・評価の方法

点検・評価の具体的な方法について、国が基準を定めることはありません。点検・評価の項目や指標、議会への報告や公表の方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとなります。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成 20 年 4 月 1 日施行）

## II 本市教育委員会の点検・評価の方法

### 1 点検・評価の対象とする事業

教育委員会の点検・評価の対象は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により「教育委員会自ら管理・執行する事務」と「教育委員会から教育長に委任されている事務」となっております。

教育長への委理事務の点検については、義務的、経常的なものを除き、重点施策と位置づける事業について行うこととし、令和2年度は15の事業を精選し、点検・評価を行いました。

### 2 点検・評価の様式について

点検・評価の具体的な方法については、国は定めないということは、前述したとおりですので、様式についても各教育委員会で定めることとなります。

「教育委員の活動」については、本市が平成29年度より新教育委員会制度へ移行したことに伴い、それまでの評価方式を改め、新制度の趣旨に沿って3つの項目について自己評価を行っております。

「教育長への委理事務」については、前年度の様式とほぼ同様の様式となっており、事業の自己評価に対する有識者の意見を付しております。

### 3 点検・評価書の見方

#### (1) 「教育委員の活動」

一年間の教育委員の活動を3段階評価で自己点検しました。

#### (2) 「教育長への委理事務」

①「事業名」は、原則として予算上の事業名を引用してあります。

②「事業概要」は、各事業の概要を簡潔に記載してあります。

③「内部評価」は、下記の指標に基づき自己評価を行いました。

④「外部評価」は、各分野の有識者の意見を付しております。

#### ※自己評価配点基準

1 必要性・・・教育委員会が実施すべき範囲として				
・適切→3点	・概ね適切→2点	・やや不適切→1点	・不適切→0点	
2 有効性・・・予定された実績、成果を得るのに				
・有効→3点	・概ね有効→2点			
・あまり有効でない→1点	・有効でない→0点			
3 効率性・・・投入した経費等が原資に見合う				
・実績を出している→3点	・実績を概ね出している→2点			
・実績をあまり出せない→1点	・実績を出せない→0点			
4 優先度・・・本事業が他に比べて				
・優先度がある→3点	・概ね優先度がある→2点			
・あまり優先度がない→1点	・優先度がない→0点			
5 総合評価	A→総合点10点以上	B→8～9点	C→6～7点	D→5点以下

#### 4 学識経験者の知見の活用について

この点検評価を開始した平成 20 年度の最初の有識者会議において有識者の方から各々の専門分野を生かすため、各有識者がそれぞれの専門分野に係りの深い部について意見を述べるのがよいのではという提案があり、以後、同様の手法を採用しております。教育委員会の各部が自己点検・評価したものに対して、意見を述べていただきました。

「点検・評価に関する有識者」名簿 (五十音順・敬称略)

氏 名	専 門 分 野	事業担当部署
大 城 喜 江 子	社 会 教 育	教 育 部
下 地 安 広	文 化 芸 術	教 育 部
銘 苺 健	学 校 教 育	指 導 部

#### 浦添市教育行政の「点検・評価に関する有識者」に関する要綱

##### (設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、教育に関する事務の点検及び評価を行うに当たって教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者（以下「有識者」という。）を置く。

##### (委嘱等)

第 2 条 有識者は、教育に関し学識経験を有し、教育活動に熱意のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 有識者の任期は、当該年度における点検・評価に係る業務の終了時までとする。

##### (業務)

第 3 条 有識者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 教育委員会が実施した点検・評価に関し意見を述べること。

##### (補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

##### 附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 29 日から施行する。

この訓令は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。